

毎週火、金曜日発行（但し日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目

次

◇告示

解除予定保安林

牛の人工授精講習会の実施

豚コレラ予防に関する移入禁止区域の指定

牛の結核、ブルセラ病の検査並びに肝てつ

検査及び駆除の実施

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良事業の認可

第三次二等陸、海、空士の募集

鳥取県農業會議会議員の定数

告示

鳥取県告示第四百六十二号

次の保安林を解除予定保安林にしたから森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告

示する。

昭和三十四年八月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

岩美郡福部村大字細川字高浜七二六ノ三四一、七二六
ノ四四四、七二六ノ四七六から五〇八まで地番所在の森

林

指定の目的

飛砂防備のため

解除の理由

指定理由の消滅

申請者

福部村長

鳥取県告示第四百六十三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十
六条第二項第二号に規定する牛の人工授精講習会を次の
ように実施する。

昭和三十四年八月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取縣告示第四百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八
条第十項の規定により、般若土地改良区から次のよう
に役員が退任及び就任した旨届出があつた。

別表			五 検査及び注射駆除の方法
肝てつ検査	肝てつ駆除	肝てつ駆除	結核病 ブルセラ病
肝てつ検査	肝てつ駆除	肝てつ駆除	ツベルクリン皮内反応検査 ブルセラ急発凝集反応及び試験管法検査
肝てつ駆除	肝てつ駆除	肝てつ駆除	ヘキサクロロエタン製剤投与
別表	別表	別表	別表
実施期日	実施区域	実施場所	実施場所
一 次	二 次	一 次	二 次
八月二十八日	八月三十一日	東伯郡閔金町山守地区	山守家畜
二十九日	九月一日	南谷 "	南谷 "
九月一日	"	矢送 "	矢送 "
九月二日	九月四日	倉吉市 高城 "	高城 "
"	"	上小鴨地区	"
"	"	上小鴨 "	"
"	"	小鴨 "	"
"	"	東伯郡三朝町三朝 "	"
"	"	三朝 "	"
三徳 "	三徳 "	"	"
五日	八日	旭 "	旭 "
七日	十日	羽合町長瀬 "	長瀬 "
"	"	泊村	泊 "
"	"	東郷町花見地区	花見 "
"	"	西郷 "	西郷 "
"	"	上井 "	上井 "
"	"	上北条 "	上北条 "
"	"	灘手 "	灘手 "
"	"	北谷 "	北谷 "
"	"	社 "	社 "
"	"	東伯郡北条町下北条 "	下北条 "
"	"	中山町中山 "	下中山 "
"	"	上中山 "	上中山 "
"	"	上中山 "	上中山 "
"	"	古布庄 "	古布庄 "
"	"	上郷 "	上郷 "
"	"	赤崎町以西 "	以西 "
"	"	下郷 "	下郷 "
小鹿 "	小鹿 "	旭 "	旭 "
五日	八日	旭 "	旭 "
八日	十日	羽合町長瀬 "	長瀬 "
"	"	泊村	泊 "
"	"	東郷町花見地区	花見 "
"	"	西郷 "	西郷 "
"	"	上井 "	上井 "
"	"	上北条 "	上北条 "
"	"	灘手 "	灘手 "
"	"	北谷 "	北谷 "
"	"	社 "	社 "
"	"	東伯郡北条町下北条 "	下北条 "
"	"	中山町中山 "	下中山 "
"	"	上中山 "	上中山 "
"	"	古布庄 "	古布庄 "
"	"	上郷 "	上郷 "
"	"	赤崎町以西 "	以西 "
"	"	下郷 "	下郷 "

昭和三十四年七月九日申請人において選任の結果七月九日就任、任期第一回総会まで

退任した役員の氏名及び住所

理事 福井 貞美 倉吉市般若

高間 佐吉 "

佐伯 富雄 "

佐伯 道貫 "

福井 宗平 "

佐伯 秀義 "

福井 秋男 "

佐伯 幹夫 "

佐伯 賢市 "

佐伯 政美 "

佐伯 繁 "

佐伯 久志 "

佐伯 稔 "

佐伯 一夫 "

倉吉市岡 "

監事

高間 英男 "

高間 久志 "

高間 義信 "

高間 光雄 "

高間 久志 "

高間 義信 "

鳥取県告示第四百六十八号

昭和三十四年度等三次二等陸、海、空士の募集期間、
応募資格及び試験科目は、次のとおりである。

昭和三十四年八月二十八日

昭和三十四年九月一日から昭和三十四年十月十日まで
募集期間

鳥取県知事 石 破 二 朗

就任した役員の氏名及び住所

理事 福井 秋男 倉吉市般若

高間 久志 "

高間 義信 "

鳥取県告示第四百六十九号

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十七条の二の規定による鳥取県農業会議会議員の定数を次のとおり定め、昭和三十四年八月十二日から適用する。

昭和三十四年八月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 農地部会の会議員のうち 法第四十七条の二第二項第一号に該当する者 の定数	十五人	る者の定数	七人
二 農政部会の会議員のうち イ 法第四十七条の二第四項第一号に該当する者 の定数	十三人	同 の定数	二人
ロ 法第四十七条の二第四項第四号に規定する法第四十一条第二項第四号に該当する者 の定数	七人	第六号に該当する者	二人
同 同 の定数	二人	第五号に該当する者	二人
三 振興部会の会議員のうち イ 法第四十七条の二第四項第一号に該当する者 の定数	十三人	第六号に該当する者	二人
ロ 法第四十七条の二第四項第四号に規定する法第四十一条第二項第四号に該当す			

昭和四年四月十五日第三回認可 発行日 火、金

印 発
 鳥取県
 鳥取市東町
 鳥取市東町
 鳥取市東町
 鳥取縣印刷所